

## 一般社団法人京都市知恵産業創造の森 オープンイノベーションカフェ利用規約

第1条 オープンイノベーションカフェの利用については、この規約において定める。

第2条 オープンイノベーションカフェは、一般社団法人京都市知恵産業創造の森において、適当と認める様々な人々の交流やオープンイノベーションによる「新しい価値の創造」につながる会合又は催物等を利用の目的とする。

第3条 以下の各号の一に該当する場合は利用できない。

- 1 風紀秩序を乱し、他人に迷惑のかかるおそれがあるとき
- 2 営利目的（物販、収益を伴う事業）、宗教的・政治的目的での利用
- 3 オープンイノベーションカフェをはじめ京都経済センターの建物、附属物、備品等をき損するおそれがあるとき
- 4 主催者及び利用者が暴力団等反社会勢力に該当すると認められたとき
- 5 デモ・街頭宣伝を伴う催事・会合等での利用
- 6 その他、一般社団法人京都市知恵産業創造の森において支障があると認めたとき

第4条 利用可能時間は午前7時30分から午後9時までとする。

第5条 利用する際は、所定の申込書（様式1）に必要事項を記載し、一般社団法人京都市知恵産業創造の森に申込み、利用承認を得なければならない。

第6条 利用申込の受付期間は、使用日の6ヵ月前からとする。但し、場合によっては、その期間を伸縮することがある。

第7条 利用料金は無料とする。

第8条 利用時間には会場準備、あと片づけに要する時間を含み、利用時間の超過は原則として認めない。

第9条 利用承認後であっても一般社団法人京都市知恵産業創造の森において、必要が生じた場合、又は第5条に規定する申込書の記載事項に虚偽又は不正があることを認めた場合は、その承認を取り消すことがある。

第10条 利用承認後、又は利用中であっても第3条の規定に該当するに至ったとき、又は主催者及び利用者之不都合な行為があると認めたときはその承認を取消し、又は利用を中止させることがある。

第11条 前二条の規定による利用承認の取消し、又は利用を中止させた場合であっても、一般社団法人京都知恵産業創造の森は、これによって生ずる損害賠償の責を負わない。

第12条 利用中に建物、附属物又は備品等をき損し、又は滅失したときは、何人の行為であっても、主催者において賠償の責を負う。

第13条 主催者及び利用者は以下の事項を厳守する。

- 1 承認をうけた目的以外に利用、又は転貸しないこと
- 2 イノベーションカフェ付帯の特別設備、機械器具等を使用しようとするときは、あらかじめ申込みすること
- 3 オープンイノベーションカフェをはじめ京都経済センターの建物、附属物、備品等に釘類を打つけ、又は紙類を糊付しないこと
- 4 火気を使用する催事及び作業、危険物の持ち込みはしないこと
- 5 承認をうけた以外の場所を無断利用しないこと
- 6 ゴミ等は、持ち帰ること
- 7 建物、付属物、備品等の使用にあたっては、一般社団法人京都知恵産業創造の森及び公益財団法人京都産業21の指示に従うこと
- 8 利用後は、点検確認の上、一般社団法人京都知恵産業創造の森又は公益財団法人京都産業21に引継ぐこと
- 9 次の行為が認められた場合には、直ちに退去を命じる。
  - (イ) 喧そう、粗暴の挙動
  - (ロ) 他の利用者等に迷惑のかかる行為

第14条 映写物等に対する著作権の問題等に関しては、一般社団法人京都知恵産業創造の森は、責任を負わない。

第15条 オープンイノベーションカフェの利用に際して必要な、法令で定められた関係諸官庁等への届出及び許可申請や関係機関への届出等は、利用者において責任をもって手続きする。

第16条 不時の災害に備えて、主催者は非常口の場所、誘導方法、消火設備等を前もって了解し、緊急の場合は利用者の避難誘導にあたる。

第17条 受付、案内、携帯品の預り、警備、入退場整理等、来場者の世話一切は主催者で行う。

附則この規約は平成31年4月8日から実施する。